

条約の Interpretation と現代国際法の対応

大西 公照

- 一 はしがき
- 二 Interpretation の輪郭と追及のしかた
- 三 人類の経験を加味した幅広い Interpretation とは
- 四 条約の Interpretation に対する New Haven Approach の影響とその後の進展
- 五 Interpretation と *De Lege Ferenda* の問題
- 六 むすび
- 一 はしがき

条約の「Interpretation の問題」は「条約法に関するウィーン条約」(一般にウィーン条約法条約)の中でも特異な位置を占めてる。勿論、この小論で取り扱うテーマも、それが主対象となるのであるが、本文でもこれを単純に「解釈」とは訳

せずに、ナマのままの言葉を用いることにした。Interpretation をそのまま「解釈」と訳してしまうことには、かなりの抵抗を感じたからでもある。

尚、「条約法に関するウィーン条約」(本論では以後、通称に従い、『ウィーン条約法条約』なる言葉を用いる)の第三節とは、三一条より三三条に亘るもので、一九六九年五月二二日ウィーンで採択されたもの。この条約の前文では、「各国の憲法上、社会上の体制の如何に関係なく国家間の平和的協力を発展させる手段として、条約が絶えず重要性を増大させている」とし、「条約に関する紛争が他の国際的紛争と同じく平和的手段により、且正義と国際法との原則に従って解決せらるべきことを確信し」と唱い上げているのであるが、現実には、その Interpretation の対応をめぐり各国各様の解釈を施し、その点からする紛争が絶えないのは今更ここに説明を要せぬところ。

ウィーン条約法条約が、その源を Draft Articles on the Law of Treaties of the International Law Commission (以後通称の ILC 草案と呼ぶ)に発しており、その儘「ウィーン条約法条約」に移し換えられているのであるが、私はここで移し換えられていない残存部分にも注目しつつ、更にまた筆者のヴァージニア大、学生時代の恩師 Hardy Cross Dillard 先生、その流れを汲む The New Haven Approach グループにも思いを馳せ、その集大成ともなった Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller の三氏による労作 The Interpretation of Agreements and World Public Order の内容をも紹介し、Interpretation の研究が条約法の核心をなす点をあますところなくぐり出し、現代における研究の現況と今後のあり方をも探ってみた。

筆者は、条約法に関し、すでに日本文としては、高田源清編、条約の本質とその法的性格の研究⁽¹⁾(昭和五一年三月)、更に第二篇、同⁽²⁾法政論叢・一四号を学会に提供しており、この小論はその第三篇をなすものである。

勿論、この拙論が、学会でも極めて難解とされる、Interpretation の本質とその法的性格の追及、更に新しく欧米の学

会を賑わし始めた動態国際法の立ち場よりみて、今後のあり方にどれ程まで迫り得たかについては、内心大いに忸怩たるところ。

大方のご叱正を乞い、今後のご指導を仰ぎたいと思う。

(1) 大西公照「条約の本質とその法的性格(1)」(昭和五一年三月) 高田源清編、産学社。

(2) 大西公照「条約の本質とその法的性格(2)―ケーススタディにみる超多国間条約への展開―」(昭和五三年五月二〇日) 法政論叢一四号。

II Interpretation の輪郭と追及のしかた

条約の Interpretation (Treaty Interpretation) の輪郭と追及のしかたで、私の恩師 Hardy Cross Dillard 先生は相当度の精力を集中された研究をなされている。

彼の研究の特色とするところは、手続き法で運用する、又はすべきとする人間の自由裁量 (Discretion) の非錯覚的な (non-illusory) 領域を確認することにあつたといえよう。彼はまた一九六三年のアメリカ国際法協会会長就任挨拶で、この問題に触れ、言語の漠然性、文脈の前後からするきわどい関連性 (relevance)、更に「新しい考え方からする圧力の下で、伝統的な古い秩序よりする法的請求をうまく調和させ、正当に解釈、賢明に interpret されて、上手に Interpretation の工夫が組み込まれた」⁽¹⁾ものとして、法の核心的使命を果たしているとの意見には非常に消極的であるとの立場を表明している。

私はここにこそ、国際条約の Interpretation の主題への「形作り」その「方向性」を与えるハーモナイズされたパターンが潜んでいると思うのである。

Dillard 先生は、又 New Haven Approach の方針、方向には多くの知的類似性を共有するともしている。とりわけ、彼は強い価値傾向への穩健なる感応性 (responsiveness) を通じ、それが国内、國際を問わず、特殊な人間社会の福祉と尊厳を促進させるが為の法秩序を作り上げることに関心を寄せていたのである。この為か、あらぬか、彼はこの関心を促進させんとして多くの知的な仕事場 (vineyard)、例えば白人の主宰する明らかに異國風の純粹哲学者、または現代ゲーム理論を弄ぶ人々のグループ、更にニューヨーク港灣局の機能を仕る明らかに平凡な人々の中にも顔を出している。これらの幅広い取り組み方の中に、常に法システムを如何にして実施し、運用すべきかについての複雑微妙さを理解させる為の把握を第一とする Dillard 先生の研究が⁽²⁾ここに見事に統一されているように思う。

とにかく、彼の「条約の Interpretation」における特色とは、条約文の解釈における制限内で法的解釈の追究をしたがるといふ学者達の前近代的な多くの國境の垣根を蛮勇を振ってまでしてなくしてしまうことにあつたと言えようかと思ふ。

勿論、氏に教えを受けた者として、氏が生涯かけて追求したところのもの、研究室の雑談中に語られた日常會話的条約論の端々までを、追究することは容易なことではない。

ここではその命題を次の項目に擽ってみたい。

(一) 法的な Interpretation の特別の内容や、条約解釈上の典型的な焦点を顧慮することなしに、人間としての經驗に対する Interpretation の幅広い関連性の供述。

(二) Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller 等による The Interpretation of Agreements and World Public Order なる最近の著書⁽³⁾、公にされてゐる New Haven Approach の主たる輪郭の解明。

(三) 國際法委員会により、公にされた条約解釈に関する提出草案と New Haven Approach との比較。

四 条約解釈の制限を確認しようとする New Haven Approach の試みの誤りの点の批判的評価と条約解釈過程における適当な概念形成に向けてのこれ等制限の重要性に関する討論。

五 条約解釈の制限について、より適当な説明がなされた New Haven Approach 後の、次のステップでとられるいくつかのサジェスションについて。

である。

一 応この五点に焦点を搾り、大体の輪郭が明らかになればと思う。

(1) Dean Dillard's Presidential Address to the Annual Meeting of the American Society of International Law. *Conflict and Change: The Role of Law* (1963). Proceedings, American Society of International Law, pp. 50—51.

(2) *op. cit.*, Some Aspects of Law and Diplomacy, 91, HAGUE ACADEMY RECVIEL DES COURS 518 (1957).

(3) New Haven, Yale University Press (1967).

三 人類の経験を加味した幅広い Interpretation とは

Interpretation の定義については、かなり振幅があり、例えば Oxford English Dictionary によると「(1) 翻訳行為、即ち説明 (explanation)、解説 (exposition)、(3) ある事物がルールによって解説されるべきところの方法、例えば正当なる解説がそれに当る」としている。この辞書の定義は、解釈なる用語を表わす出発点としてよく用いられるところのもので、この対象語それ自身に深く埋った ambivalence (反対感情併存) を示すケースとしてもよく引用されるもの。Interpretation の意味の場合、解釈のプロセスの autonomy (自律性) と objectivity (目的性) との間に多少のブレが現われているということ、一方ではその規範性を示すが、他方で同時に手段としての機能を表わすといった類いである。このブレ、然もそ

れから結果するところの意味の曖昧さが、Interpretation なる用語をして、同時に語意追求対象として、かなり魅惑的、かつ神秘的なものたらしめているのも事実。

いずれにしても、宣伝や広告、潜在的なごまかしの時代にこそ、我々はよく理解せんとする解釈行為への努力を注ぐことにより、より記述上の二者択一行為の上手な扱い方を通じて、出来る限りそのもつれを解くようにすることが基本となる。ニーチェは、これを人生経験に関する解釈の急進的な表現にしか過ぎぬと表明している。彼は「そこには何の事実もなく、ただ解釈のみが存する」と言うのである。我々の経験に対する理解は、所詮全部が解釈の結果と言よう。宇宙を横切り、時間を貫く Interpretation の送達はつまるところ解釈とそのコミュニケーションの関係を強調しているに過ぎない。

コミュニケーションの放送網をコントロールするところの人々は、規範的には力強い影響力を及ぼすことが出来る。彼等の解釈は共同社会生活を利用したり、意見を形作ったりすることが可能である。ここでは自分が興味を抱いて来ている解釈が、ある権威を伴いつつ、その対象への解釈として権勢のあらゆるパターンの基本的な構成要素として「自然」とか、「真実」又は「必要」とかの、ごくありふれた言葉を多用しつつ、抑圧的な、且功利的なヴェールをかぶって登場して来ているのである。優勢の最も予測される殆んどフォーラムさえ、例えば男に対する女の優位なる命題も、Interpretation の取り扱いとしてある種の男性コントロールの表現ということになる。

「男は種族の記録そのものを残して来たし、それは何故に、歴史が戦争、征服、政治、激烈なる競争 (Not competition)、抽象的な理性の年代紀であるかと云うことを説明すれば足りることである。……古代の作家達は対女性に全く失敗して、両性間の社会的争いを起こさせるのと同じように、生物学的な面だけを誇張して伝えて来た⁽¹⁾」。この二つの前提命題は内在的なものである。それはまず第一に権威的なものとして一方の側に立った Interpretation の内容を撒き散らすことは、言葉を変えれば、決定的な見解から現存のもろもろの集団安全保障的な知覚対象をも枉げてしまうことにつながるし、第二に

は法律命令、裁判所、人間社会に惹起するいろいろの事件上での真実の追求が Interpretation の取り扱い方如何で環境条件そのものをも変えてしまうということであり、Inter-pretation をする人の同一性や、彼等が用いる方法如何等によっても変わり得ることを示している。

また、Interpretation なる用語の意味の中にも、あまり固定した概念として、これを捉えることには少々の無理を伴うのであり、やはり時代に則した内容と表現が是非とも必要となるのは自然の理である。この点、英米法では、「裁判官が法律を作る」の概念が定着しているので、時代に則するには裁判官の自由心証 (discretion) による変換で足り得るが、大陸法の場合、ややもすれば、一時、実定法解釈主義に偏しがちといわれた時代もあったが、現代では種々の努力の結果、判例を通じ、ケース、ケースで修正してゆく、いわゆる判例修正主義が一般化し、結論として同じ方向に進みつつあるのは、今更説明を要せぬところ。条約の Interpretation をと言っても、それが Interpretation の行為そのものを通じ、時代に則して多少の変更を示してゆくのは、避け難いところといえよう。

また法律的な扶序という民主的なシステムの下では、権威ある Interpreter 達は全面的な価値観傾向の光の中で、彼らの Interpretation を存在理由のあるものとして一般大衆を説得することを最終的な義務として来ているのも現代での一つの特色となっている。

例えば政治的な神話や政府の管轄によってガヴァンされる特別任務引き受け法人の実体、あるいは Interpretation の核心となる暗黙の存在理由を持つ要請より生産されるモノ、中立性と目的性の思考や autonomy (自律性) の外観を表わす証拠の配列等の行為がそれらに入ると言えようかと思う。勿論、権力価値構造が Interpretation の取り扱い方に活力を与えているのは事実であり、ケースとして Civil War (一八六一—三) より少し前に出た最高裁による Dred Scott 判決⁽²⁾の文章は、まさしく第二次世界大戦後に出た Brown v. Board of Education の判決文とその権威性において好一对をなし得るものである。

このようにして一般大衆への説得のスタイルは、その属する政府の価値期待可能性によって相当度の制限を受けるのが普通であり、このことはいくらその条約文に権威性を持たせた Interpretation をしても、その全部をまで確実に国内大衆に示し出す必要も価値もなくなるということを示しているに過ぎない。

現代の世界で、自由民主主義を受け容れるいくつかの政府は国際社会での Interpretation の役割りを非常に重視しているのも現実の姿。その故に締結されて来た条約文について、ある特殊な Interpretation を母国向けに行なうことは、民主主義国家の権威性からして容易に受け容れられないところである。締結された国際条約の文脈よりする国内向けの Interpretation の滲透は前提条件として価値収斂作用と同じく価値相違作用も考慮に入れなければならないところのもの。

Interpretation の国民への滲透はまた何故に特殊な Interpretation が採用されたかについて各サイドでの満足な論争と説明が、国民の知覚し得る利益の重さに応じて知らざるべき行為を含むものとするのは当然のことである。

更に Interpretation の制限に関する注意について Susan Sontag 嬢は、かなり刺戟的なフォームで問いかけている。

「Interpretation の現代のスタイルとは、掘り起こすことであり、とにかく掘り起こしつつ、更にそれを破壊することに尽きるといえるもので、真実は一つであるとの立場からテキストの後ろに隠れている sub-text (副テキスト) を見つけ出そうとして一心に掘り続けることである。今、最も歓迎され、影響力を持つとされる教条である、マルクスやフロイドのドクトリンも、実際には聖書の苦心して作る解釈学システムの焼き直しであり、換言すれば Interpretation の侵略的かつ、神を神とも思わぬ不信心なセオリーと同一であるということが出来よう。フロイドの章句では、外部より観察出来るあらゆる現象が、明瞭なる内容として鉤括弧で大きく、くくり出されている。このくくり出された明瞭なる内容が、まず手始めに掘り出される対象となり、それから真実の意味を見付け出す為に、ひとまずそれらを横に置いて、それから、それらの下に隠れている見えていない内容を追究しにかかるのである。

マルクスにとっては社会的出来事とは、すべて革命や戦争に類するものと見るのである。フロイドにとっては、テキスト（夢や芸術の作品）と同じように個人の生活（神経性の徴候や舌の江りのような）の出来事すべてが Interpretation の近因として取り扱われている。

フロイドやマルクスに因れば、これらの出来事は非常に判り易く見えるに過ぎない。事実、彼らは Interpretation なしには何の意味合いをも持たなかったといえる。理解することとは Interpret することだったのである。そして Interpret することは、それと同意義のものを発見しようとする効果の点でその現象を新たに言い直すことではしかなかった⁽⁶⁾。

Sontag 嬢は、ここで芸術作品の Interpretation を引き合いに出してはいるが、然し彼女のこの件に関する言及はかなり幅広い適応範囲を持っているとも云えそう。然も現代しきりと惹起している Interpretation に関する意見で過熱し過ぎた状況下でも、そのもとをただせば、Interpretation とは Sontag 嬢がいうに、抑圧された最終目的という土台に立つても尚行為を求めるところの Polemicist（論証者）であり得ようとする人そのものなのである。

かかる舞台装置では、Interpretation は、まことによく用心深くあるべきだし、然も、出来れば正直な姿に立ち還り——いやむしろそれがむずかしいのは判っているので、もしかすれば妥協するとして、出来るだけ、それを少なくし、——そうすることにより Interpretation の求める研究の核心に喰らいついてゆくことしかないことになる。Sontag 嬢はその点について次のような生き生きとした力強い分析結果を公にしている。

「Interpretation とはそれ自身、人間の良心という歴史の見解の範囲内で評価されなければならない。ある人文学上の文脈に於いては、その文脈の前後関係から推して Interpretation とは一つの解放行為を意味するのである。それは既に逃げて去り、過去に死んでしまったものの修正であり、価値の転換を意味する。また外の人文学上の文脈でも、言葉を移すにいたり反動、不適當、臆病、息のつまるようなこと以外の何者でもない。……Interpretation とはまた芸術上の知性の復讐

でもある。

更にその上に、それはまた世界に於ける知性の復讐でもある。Interpret することは、意味の陰の世界を作り上げんが為に、その世界を貧乏にし、枯渇させることである。……現代の殆んど例証も、Interpretation とは芸術作品だけをこの世に残そうとしてユダヤ人と対立したペリシテ人と同じだと云うことになる⁽⁴⁾。

たしかに、この Susan Sontag 嬢の意見は芸術作品と国際扶序の主体対象物との間の隠された類推を余すところなく、力強くえぐり出してはいる。

然し、私は出来る限り、外部から、観察することにより、彼女の女と反対にその俯瞰図を作ってみる必要があるように思う。Interpretation の取り扱いをコントロールする⁽⁵⁾ところのものは、この激烈な地球的規模の紛争の中では、矛を持って戦う兵士のようなものによって初めて為しうる大事業なのである。

Interpretation の理解に到達することは、そのようにして、我々が世界を通じての紛争や暴動に対し、我々自身が出来得る限り妥協することを避けつつ（より正確には Interpreted されることを少なくし）国際舞台を作り上げる苦しみや勇気を発見する方法を見付け出すことだけなのである。

たしかにアメリカ人にとってはこんどのヴェトナム戦争で、その実態を国民大衆に示すのに、原住民との間で結んだ条約をどう Interpretation するかで大きな傷跡を残しているのも事実⁽⁶⁾。ただ、その場合でも、国際法学者、例えば White 教授等は、国際条約の Interpretation は権力、正義、真実によるべきとしている。

(1) Marshall McLuhan, Leonard G.B., The Future of Sex, Look, July 25, 1967, p. 56.

(2) Dred Scott, 60 U.S. (19 How.) 393 (1875); Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).

(3) Sontag S., Against Interpretation (1966) p. 67.

(4) Sontag S. *Supra* note 5, pp. 7—8.

(5) Hirsch E., Validity in Interpretation (1967). Masters, Roger D., World Politics as a Primitive. Political System, 16 World Politics, p. 595, 596 (No. 4) 1964.

(6) White, Ralph K., Misperception and the Vietnam War, 22 Journal of Social Issues 1 (No. 3) 1966. Misperception of Aggression in Vietnam, 21 Journal of International Affairs, 123 (1967).

四 条約の Interpretation に対する New Haven Approach の影響とその後の進展

Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller の三人による The Interpretation of Agreements and World Public Order なる著書は、学界にとつても大変な —— 実に epoch making なものであったといえる。

とにかく McDougal と Lasswell は、Miller の研究賛助があつたにしても、国際法的扶序の目的に対する基本的な重要性をもつ目的を新しく述べたてる為の知識戦略として New Haven Approach の効果について繰り返し、繰り返し、論証して来ているのは、ここに今更説明を要せぬところである。⁽¹⁾

この Interpretation に関する著作とは New Haven Group による繊細な問題の描写、裁判と学問の解り易い俯瞰、研究の組織的な取り扱い、正確にして完全なる追究、技術革新とダイナミックな技術の関連性に対する開放度、二者択一概念の卒直な批判、適当な理解を助ける為の明瞭な勧告等から、今後研究が期待される分野になるようになるところのあらゆる学問的長所⁽²⁾を具体化したものである。勿論それらに加えて McDougal と Lasswell の功績とは、つまるところ法は国際的な舞台装置の中で破壊的な暴動に陥りがちになったり、分散されたやり方で組織化されたりすることを国際舞台でこそ機能することが期待出来るという方法で、非法律の部門の評価により、尊重され研究することも出来るようにしたことである。然も彼等二人は、ここで二〇世紀の半ばに於けるアメリカ合衆国の外交政策が共産主義の影響の拡散を含む闘争にその

焦点を搾り過ぎて来た為、予期しなかった不慮の、かつタイムの狂った国際政治の様相を具体化させ、世界秩序への接近を図ることが急速に困難になって来たよう⁽³⁾にみえる点をも指摘しているのである。その意味でここ当分世界の公の秩序確立へ捧げられるこれら兩人によるシリーズの早期の完成はちょっと困難のように見受けられるが、然し Interpretation の仕事は、米ソ間の冷たい戦争という盲目一辺倒の歪んだ痕跡による傷跡だけではないということは世界における必然の趨勢である。

「The Interpretation of Agreements and World Public Order」では国際法廷、とりわけ最もその法的性格を示すものとして国際司法裁判所で行なう国際条約の Interpret の使命にその力を置いてるのが特色。これは随所に窺えるところのもの。また明らかにこれらの研究には、幅広く政府筋によって行なわれる Interpretation の取り扱いと同じく、非法律的裁判所（例えば外交官事務所や国際組織）で国際条約を Interpret する代りに、国内法裁判所で国際条約を Interpret する多くの Interpretation（判断）を含んでいるのが従来の伝統的国際法にはみられなかったところとなっている。然し McDougal や Lasswell 更に Miller の三人はこれら研究を国際裁判所による国際条約の Interpretation による仕組みの中に巧みに織り込んでしまったのである。

両三人はまた、如何にして Interpretation の機能が意志決定者 (decision maker) によって適当に行なわれるかということについての理解可能な、組織的な概念を発展させる。これは非常に説得力のある概念でもある。事実、そのアプローチは「勿論なる程、これは国際条約を Interpret する為に残された唯一の賢明なやり方である (Well, of course, this is the only sensible way to interpret an international agreement)」との精神に同意しがちな、それほど説得力のあるものではある。ある考え方からすると、New Haven Approach の精神の粹(ぎわ)りは、「二〇世紀半ば迄のアメリカで、理解されていた理性溢るる常識より提出された対象事物に対し苦心して明瞭かつ十二分に満足された implications (推断)を下すことであった。

多分この特性は Interpretation なる用語の中で発見される方法や内容という中心的論争に関し、より詳細な考慮による、より決定的なものを言い表わし得るに違いなかったもの。

まず第一に、これら兩三人のアプローチは、他の著名な学者と違い条約の Interpretation についてすでに多くの著作を書いて来ているのが特色。例えば、その点に関する限り McNair の意見とは際立った特色を示している。⁽⁴⁾ この点について、私は国際条約の Interpretation に対し費された該博なる文学的素養、政策対象の衝突間の選択より惹起する基本的二分法の使用に気付かざるを得ないのである。多くの国際法律家、とりわけ聖書の註釈の取り扱いが、Interpretation の取り扱いのごく初歩的モデルとして規定されていた、かなり初期の時代に書かれたところのものは、それに權威性を持たせる為の基本として法の明確性を強調する傾向が強かったのも事実。この強調は、一般にいう教会の聖典の Interpretation に基盤を置いて、条約の Interpretation に対する機械的な接近と云う特殊な雰囲気を作り出して来ているのもすべての学者の承知するところ。現に Interpretation に対する必要性は、その過失を引き出すことに精出すことと同義語になり、条約草案の裏で示す最終目的とは、条約締結当事国の権利や義務に対する観点や意味合いに関して惹起する理由のない条約破棄をなくそうとして使用言語は極めつきの明瞭かつ正確なものを用いることになって来ている。⁽⁵⁾ このような理想は、勿論、稀に到達することはあるとしても、若し紛争が発生した時には教会法による正典の引用文がそのテキストと、テキストの運用内容との間にゴク些細な人間的干渉を含めての解釈上の論点を解決するものと考えられる。これらの正典や格言は、Interpretation の行為を弁護することを立て前としているので、もともと Interpretation にもその行為をする人自身のいくらかの仲裁的意志構成による陳述を含むのは止むを得ないとの推論をも全然認めないようにしようとし、屢々定義の外形上の成立をのみにその意義の決定を与えようとしがちなものなのである。これらの自動的な追究は言語の自律性や内容に力点を置くことを前提としており、所詮 Interpreter の使命とは、その国際条約の締結当事者達により何が、書き下

され権威づけられて来ているかという構文上の追究に尽きてしまうものと見てよいようである。Interpretation に対するこういう方向付けが与えられると、自然にそこにテキスト第一位主義が顔を出すのであり、ここでの Vattel のよく口にしたという格言を引き合いに出さざるを得ないのである。即ち、「Interpretation の必要のないところのものを Interpret することは許されない⁽⁶⁾」と言うことである。この学派の Interpretation に対する主たる主張とはまず第一に左右の仲裁的要素の外型と内容、両者を Interpretation を行なう行為として受容した時に生ずる文脈上の疑惑を元に戻すことであり、とりわけ、国際条約を締結する時の交渉、態度、経過の曖昧にして、はっきりしない文脈を用い、一つの証拠を鑄型にはめ、条約で力強く示されている意味を隠してまでして、当事国の義務を Interpret しようとする人に対し、夥しい機会を創造してゆくことにもなるのである。然しこれには二つの局面があるように思われる。

まず(一)「テキストがそれ自身語っている」ということであり、いわゆる Interpretation の行為の手数を省いたり、それを最小限に留める為に、充分なる言語を用い、ごくありふれたノーマルな明瞭性を打ち出すという考え方

(二) Interpretation の態度として、とても信頼出来ないような一方にのみ傾いた考慮でもってする仲裁的な前置きのみを書いて、一方的に激励するような、いわゆる超テキスト主義的な人の Interpretation に対する疑惑の二点である。

これらの研究を弁護する考え方として、条約文のテキストは何時も明瞭性に乏しく、正典付属文書も政策最終決定者が示すものに出来るだけ近づかせようとする苦心の結果のモノが多いとする立場の人がいる。これら正典付属文書も、屢々政策最終決定者の自由心証主義⁽⁷⁾から結果する見解を最小限に纏めようとして、それら決定者の示した階級制度的な取り扱い規定のフォームでまとめられることが多い。その為これを Interpretate する場合、どうしても、自国側の当事国からする自由概念に拘束されることが多い。それ程に正文付属文書の解釈には玉虫色のものが多いということにもなる⁽⁸⁾。それで

は困るのである。

この点について、Charles Cheny Hyde氏とT.C. Yu氏は、基本的思考からスタートし、「原始的な形式主義の Interpretationより、科学的な rationalism (合理主義)への進展を示す目的」⁽⁹⁾なる考え方を採っている。彼は一九二七年にも「著述者で、条約の Interpretationの新システムの適用を發達させる為に、正典の上だけでなく、証拠の根源の科学的追及に立脚するという真面目な試みを完成させようとしている人の作品が近頃殆んど見られないようになって来ている」⁽¹⁰⁾と書いている。Yu氏の方向づけはY. Chang氏の「The Interpretation of Treaties by Judicial Tribunals」なる著作によって、より發展させられている⁽¹¹⁾。Chang氏は、この著述の中で、国際条約の論争になった用語に関する見解を評價する為の証拠の究追が Interpretationのプロセスの如何なる他の概念の追究以上に、より記述された法律的行為であると言ふ点を論じ、

「全体からみて、条約の Interpretation に於ける法律職経験は、実際に条約締結当事国が、条約の中でどういう特殊用語を用いるかという、そういう証拠の種々の根元の力をかり、Interpreterの機能が単純にその核心をどう発見し、確認して、その最終的用語に近づいて行くかという結論に達する共通の傾向の反映でしかないのである。条約締結当事国が嘗て一度は相互に理解し、一致したところの意義が、また一度それら当事国によって一致したことが、理解され発見された時には、そこで条約の Interpretationの機能は完全に果たされ、遂行されたといえるのである」⁽¹²⁾と述べている。

更にChang氏は「要するに条約の Interpretationの機能が正当に理解されることで、全体の問題が証拠の問題になり、それ等の表現の仕方が単純な証明方法を要求し、またそれを容認するようになる」⁽¹³⁾と説明している。

Julius Stone氏はYu氏とChang氏の確認した条約の Interpretationの議論を、明瞭に読みとれる言外の意味をも検討することにより、そのやり方をより進歩させている。

彼はまた、教会法による正典家達が修辭学的判決の、事実にもとづく基礎を曖昧にしているだけでなく、基本的に法律上の立法的性格の役割りを抑圧しているい・か・さ・ま・師・である⁽¹⁴⁾と見做した。更に彼は教会法による正典の使用は、「現実に法的強制力が存在しないところで、強制的な法的指示の上にたつ目的判決の外観」を作り出すと断じた。 彼によればこの偽り、又は作り話の目的とするところは「法律上の立法に対し既に行き渡ってしまったっている偏見を和らげようとするところにあつたのである」。Stone氏は更に國際條約の生得の曖昧さが Interpretation の行為における立法上の避け難い局面を作るのだと指摘している。このことは、「現在の法律上の立法自身がよいのか、又は偽りの定義を意味する法律上の作り話の使用を通じてそれを変装することがよいのかに関する争点を見せつけているともいえるのではなからうか」とも述べているのである。即ち彼は、ここで、「選択の許されていない信頼よりも、むしろ責任を伴なつた良心で選択することが出来るなら、裁判所がより賢明な方法で選択することが出来るのではなからうかと推断し、そのことの方がより重要な問題なのである⁽¹⁶⁾」とも強調する。

そこには、また、その判決が、もし法律上の立法行為の役割りが明示されるならば、受容さるべきか、どうかの関連問題の存在にまでその論を進めることになる。Stone氏は國際裁判所の判決に關しての權威性に到達するむずかしさを特に神經質な程にまで痛感していた模様。その点について「我々は今尚國家の集合体を社會倫理的に断罪して写し出したり、それと関連する方法で地方自治体における裁判所の判事が、國民の断罪を写し出したりすることの出来るような國際裁判所を持つていない。それなるが故に最後の手段として判事と共同体間のこの關係が、裁判上の法創造をある程度可能にさせ、自由との兩立を与え得るのである⁽¹⁷⁾」と説明している。Stone氏にとっては、それなるが故に Interpretation を行なう立場の卒直性の承認が、取りも直さず直接に國際社會に於ける法秩序の制限⁽¹⁸⁾という考えへと導いてゆくのであるとしている。

Stone氏のこの分析は、もし Interpretation の行為が、正当に理解されるなら、國際裁判所が、權威性を持った判決を与

える途をとどしてしまふことになるとする。

考えるに、Julius Stone 氏の分析は、国際社会に於ける法律上の權威の主張に関するすべての土台の欠如によってその本質にすでにヒビの入ってしまったものを国際法律弁護士が、Interpretation の行為で Interpret しようとしているその努力を例証しているものとみてよい。

これを要約すれば New Haven Approach を知的対話に置き換えたものともいえよう。私見としては、New Haven Approach の答⁽¹⁹⁾も、Interpretation にいつての思考として Yu-Chang-Stone ラインに対する反動⁽¹⁹⁾によって、非常な影響力をうけつつ形成されて来たともいえなくもない。

McDougal-Lasswell-Miller の考え方も、Vattel の一七章で示している Interpretation に関しての古典的見解から発しているもので、至る所で数多くのテキスト中心主義者の不適當な、不充分性の個所を摘出し、そこを注視すべきことを強調している。そして、それはまた一九三五年に発刊された Harvard Research 条約法草案からも影響を与えられたものと思われる個所も散見するのである。即ち「それはまた少なくとも、一つのサインの特別なセット、陳述のテキスト、当事国側が期待する排他的索引の使用の役割等々を偽ってまでして自分のモノとするドッチつかずの仲裁的形式主義の自己防衛的術策⁽²⁰⁾の大きなセット」なのだとしている。この Textual Autonomy (原典中心自律主義) の拒否は、Interpretation の行為そのものの追及が国際条約締結当事者の純正なる意志についての探索から導かれるべきであるとするところの伝統的な主張と重なり合っている点も見逃してはならない。即ち「權威化された、最終支配決定権保持者による Interpretation のプロセスの第一の目的は、次のような命題で形作ることが出来よう。それとは、まず関連連絡機関の当事者がお互いの創造過程で成果をあげたところの、各々の期待可能性を発見せよ⁽²¹⁾」ということに尽きるものと考えられる。McDougal-Lasswell-Miller はこの点何の心配もせずに、裁判所の創造性の役割りを素直に受け容れているのである。⁽²²⁾

事実 McDougal-Lasswell-Miller は Yu と Chang 両氏の志向でもってスタートしているものと考えられるが然し若し最終意志決定者が関連証拠をハッキリさせるように要請している場合は、追究の手続き方法を与えることにより関連証拠と対照出来る事象として Interpretation の行為を取り扱おうとする要求にも反応することが出来ることになる。それはまた国際条約を Interpret する為に「それをどうするか」についての道具箱を用意するのと同じことになるであろう。企業の下でも、信条が隠されており、それは Julius Stone によりいくつかの問題で提示されたところのものであるが、——その最高度の明瞭性が、裁判の判決の研究とともに違法性阻却原因にも望まれるところのものなのである。つまり權威性をもつ Interpretation とはもともと説得力と、文脈の組織的追究の結果の公平なる適応から自然に流れ出てくるものと言ふことになる。

この点に關し McDougal-Lasswell-Miller は彼らの意見を次のようにまとめている。

即ち「Interpretation とは、正典の Interpretation の拒否を拒否することであり、最終意志決定者の仕組みを援護するために Interpretator を使用して彼の照会審問事項を国際条約の文脈に換える為の論争ともいえるものである。所詮、正典からはガイダンスの機能が与えられるだけで、判決の一つの理論としてヴァッテル学派の機能に代り、文脈の重大な局面に対する最終決定者の注意を喚起する為のもの⁽²⁴⁾と述べた後で、「これらを我々が、薦める見解として Beckett や Fitzmaurice に於けるように、近年の兩者の階級制度の極端な強調や、また Hyde や Stone、更には他の人々の判決をも、また拒否したのである。上から命令された階級制度のルールとあらゆるルールの拒否との間の選択は、有用な二者択一のルールの不必要な一つの制限を意味する。これらルールの訓練された組織的使用は、すでに述べて来たように、明らかな Objective (目的の) 判決の為の違法性阻却原因としての正確な適応だけにとどまらず、むしろ、文脈上の要素に対する特別の方向性やこれら要素の検討を示す取り扱いを示すことにもつながるのであり、あらゆるケースに於いて適当な信頼

すべき手段だけでなく、関係者の純正なる言及の期待可能性をも持たせることになる⁽²⁵⁾と述べている。

これら正典の中間的折衷見解は、伝統的な原則の役割り、政策を方向づける追究に対する障害物としてでなく、一つの出来事として再生する試みでもある⁽²⁶⁾。McDougal-Lasswell-Miller は、もしそのルールがある教条(ドグマ)によって裸にされてしまうなら、それは安定した国際条約に対する Interpreter の仕事の踏みにじりにも関連する法探索に、ある種の機能上の推論を形作らせて来ていることのように見えるとして、議論しているものようである。

McDougal-Lasswell-Miller の「条約の Interpretation に対する関心とは彼等の言葉によれば「人間の尊厳という世界に於ける公の秩序の具象化 (the Realization of a World Public Order of Human Dignity)」を明細化しつつ、勇気づけて行こうとする永遠の法探索の旅の一部なのである⁽²⁷⁾。両三人は、この最終目的を満足させる為に「無錯覚の下で」(under no illusion)の立場を強調している。即ち「それ程に含蓄ある、革命的な業績が、世界という活舞台の未来に、生きた流れるあまたの傾向に変化を与え続けてゆくことであろう、それには引き受けんが為の粗雑なミステイク」も含まれているに違いない。しかし「一方では爆発的な科学や技術の成長時代に、世界秩序の再構築という人類にとって不可避の努力の与えらるべき未来から考えて、 Interpretation もある程度、それに合わせた方向へ引っ張られてゆくのもやむを得ないところといえるのではあるまいか⁽²⁸⁾」。そうみてくるとその時代の最終決定権保持者が現代に合わせて条約の Interpretation を行なわせるのは、まことに時宜に叶った適切なもの (fitting and proper that) であるようにも見えてくる。

それらの点より考えて、McDougal-Lasswell-Miller のいわんとするところを今一度まとめてみると、

(一) 国際条約の Interpretation は非常に重要である。

(二) Interpretation の目的は、出来得る限り完全に、条約締結当事国の純正な分担期待可能性と一致した条約文風に解釈すること。然もこれらの期待可能性は世界法秩序の基本的規範を侵害しないようにだけ規定すること。これらの基本的

規範には最低限度の秩序、出来れば人権の基準をいくらかでも前提条件として含むこと。⁽²⁹⁾

(三) Interpretation の適切な方法とは、必然的に複雑性を持っていると悟ること。即ち Interpretation の行為には単純性はないとしても、その行為は、主たる政策機能の破壊をまでやってはいけないこと。⁽³⁰⁾

(四) Interpretation の複雑性とは Interpretation の行為を形作る仲裁的な自由心証主義の見解に強引に従わせるところの組織的陳述を許すことである。

(五) Interpretation の適当なる方法とはその地域や伝達広告塔の関連する特色部分を指示しながら、その知的領域の地図を素描する性格のものであるが、然し、そこで正確性の適応をまで再生産してはならないもの。これらの追及の目的は判決の合理性や国際条約の意義に関する論争における違法性阻却原因の見方をも増大させることにあるといえる。

(六) 「純正な期待可能性」に関して、条約文それ自身の洞察より得られた、補助理解に富むあらゆる Interpretation 追究に関する資料は、すべてこれ Interpreter によってフルに使用されるようにすること。何故なら Interpretation のプロセスはデータを集める現代技術の粹(さわ)りの考慮や使用言語の論理的分析の進歩、更に文脈に最も関連のある特色についての研究へと導かれる Interpretation の古典的正典の使用等によって、より改良されることが出来るようになって来ているということである。

(七) 最後に、Interpretation の使命とは国際条約(内容上の原則)の意味について証拠の関連源に関する追究と、調査者(取り扱いの原則)の行為を示す会議の議事録等との間を厳に区別されることにあるということである。これらの原則の二つのセットを一緒にして初めて、見解と順序の両用語で研究の目的を詳細に進めることが出来るのである。⁽³¹⁾

(一) この研究には、その源流として The Vienna Circle, The Cambridge Platonists, The Prague Circle (主として linguistics) があつたといわれている。その他に McDougal, Lasswell 両氏の New Haven Approach グループが存したことになる。このあた

らひひつじは Gidon Gottlieb の一九六八年に出版した World Politics とよめらる。Yale University に於て Yale Approach を
あつた。D. Johnston 氏は Y.U.P. 出版の著書と屢々明かたしてらる。

- (2) *op. cit.*, Chapter III Legal Order in a Violent World & Chapter II XV. & Appendix C. in *The Politics of Law in International Society* (1968), Princeton U.P.
- (3) McNair A., *The Law of Treaties*, p. 364-457.
- (4) Wittgenstein L., *Philosophical Investigation* (1953).
- (5) *op. cit.*, (1953). ハリヤ言語の制限' の使用なる結果たる文脈の差異が取り上げらる。つら。
- (6) Vattel E., *Le Droit des gens* (1758). ハリヤは Fenwick の各語あり' 各所にみえらる彼の意見である。
- (7) Degan V. *L'Interpretation des Accords en Droit International* (1963).
Harvard Research in International Law., *Law of Treaties: Draft Convention with Comment*, 29 *American Journal of International Law*, Supplement, Part III, 657 (1935).
- (8) ハの文' 翻訳中の西田の語の變へ余地をなせらる。つら。
- (9) Tsune-Chi Yu, *The Interpretation of Treaties* 77 (1927).
- (10) *Id.* p. 28. 例外は Hyde である。
Hyde, Charles Chiney: 2 *International Law chiefly as interpreted and applied by the United States*, pp. 1468-72 (1945).
- (11) Chang, Yi-Ting, *The Interpretation of Treaties by Judicial Tribunals* (1933).
- (12) *Id.*, p. 182.
- (13) *Id.*, p. 185.
- (14) Stone, J., *Fictional Elements in Treaty Interpretation—A Study in the International Judicial Process*, 1 *Sydney Law Review* pp. 334-364 (1954).
- (15) *Id.*, p. 349.
- (16) *Id.*, p. 367.
- (17) *Id.*, p. 364.
- (18) Stone J., *Aggression and World Order* (1958); *The International Court and World Crisis, International Conciliation*,
条約の Interpretation と現代国際法の対応 (大西)

January (1962) pp. 3-64.

- (19) McDougal M., & Associates; *Studies in World Public Order*, pp. 43-154, 987-1033 (1960).
- (20) *Id.*, XVII; *id.*, pp. 361-9.
- (21) *Interpretation*, Chapter xvi.
- (22) *op. cit.*, p. 11.
- (23) *Interpretation* のプロセスは、正典との信頼関係で作成されるが、文脈上の自由な解釈が従来との相違といえよう。
- (24) *op. cit.*, pp. 114-15.
- (25) *Id.*, p. 117.
- (26) McDougal M.S., and Florentino P, Feliciano. *Law and Minimum World Public Order* pp. 121-260. (1961).
- (27) *op. cit.*, p. 395.
- (28) *Id.*,
- (29) *Id.*, pp. 107-11.
- (30) 最初から曖昧な意味での *Interpretation* を行なうとして、その内容を制限することは、言語の概念に複雑性を残すことになり、曖昧の上に曖昧を重ねる結果となるとしている。
- (31) *Id.*, pp. 119-359.

五 Interpretation 及び De Lege Ferenda の問題

国際条約の Interpretation に関するが、McDougal-Lasswell-Miller のものと、国際法委員会の作成した Draft Articles on the Law of Treaties of the International Law Commission. 及び ILC 草案があり、これの共通部分のみがウィーン条約法条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties) にそのまま採用されているものとみてよい。

ここで、ウィーン条約法条約の原文をみてみたい。

まず日本語は、(横田条約集)

第三節 条約の解釈

節三一条 (解釈の一般規則)

1 条約は、その文脈により、また、その条約の対象及び目的に照らし、条約の文言に与えられる通常の意味に従って誠実に解釈されなければならない。

2 条約の解釈上、文脈は、前文及び附属書を含む本文のほかに、そのものを含むものとする。

(a) 条約の締結に関してすべての当事国の間に行なわれたその条約に関する合意。

(b) 条約の締結に関連して一又は二以上の当事国が作成し、かつ、その条約に関連する文書として他の当事国が受諾した文書。

3 文脈とともに、次のものを考慮にいれなければならない。

(a) 条約の解釈又はその規定の適用に関して当事国の間で条約締結後に行なわれる合意。

(b) 条約締結後の条約適用上の慣行で条約の解釈に関する当事国の合意を確立するもの。

(c) 当事国の関係に適用される国際法の関連規則。

4 当事国がその意図を有することが証明されるときは、文書に対して特殊な意味が与えられるものとする。

第三二条 (解釈の補足的手段) 第三一条の規定の適用の結果得られた意味を確認するため、又は次の二つの場合に意味を決定するため、条約の準備作業及び条約締結の際の諸事情を含む解釈の補足的手段を参照することができる。

(a) 第三一条の規定による解釈が意味をあいまい若しくは不明確なままにとどめる場合、又は

(b) 前記の解釈が明らかにおかしい若しくは不合理な結果に導くものである場合。

第三三条 (二以上の言語による条約の解釈) 1 条約が二以上の言語により認証された場合には、その各言語による本文は、ひとしく正文とする。ただし、相違がある場合において、特定の本文が優先すべき旨を条約が規定するか又は当事国が合意する場合は、この限りでない。

2 認証された本文の言語以外の言語による条約の訳文は、その旨をその条約が規定するか又は当事国が合意する場合に限り、正文とみなされる。

3 条約の文書は、それぞれの正文において同一の意味を有するものと推定される。

4 第一項の規定に従って特定の本文が優先する場合を除き、それぞれの正文を比較した場合に第三一条及び第三二条の規定の適

用によって除去されない意味の相違があることが明らかになった場合には、条約の対象と目的に照らし、各本文をもっともよく一致させることができるとような意味が採用されるものとする。

独文のみ (Berber, Friedrich, Völkerrechtliche Verträge, 1976 455)

Abschnitt 3: Auslegung von Verträgen

Art. 31 Allgemeine Auslegungsregel. 1. Ein Vertrag ist nach Treu und Glauben auszulegen, entsprechend der üblichen Bedeutung, die den Begriffen des Vertrages in ihrem Zusammenhang und unter Berücksichtigung seines Zieles und Zwecks beizulegen ist.

2. Zum Zwecke der Auslegung gehört in den Zusammenhang des Vertrages zusätzlich zum Text einschließlich seiner Präambel und Anhänge:

(a) jede Vereinbarung, die sich auf den Vertrag bezieht und zwischen allen Parteien in Verbindung mit dem Vertragsabschluß getroffen worden ist;

(b) jedes Dokument, das von einer oder mehreren Parteien in Verbindung mit dem Vertragsabschluß errichtet und von den anderen Parteien als mit dem Vertrag in Verbindung stehendes Dokument anerkannt worden ist.

3. Neben dem Zusammenhang ist zu berücksichtigen:

(a) jede nachfolgende Vereinbarung zwischen den Parteien hinsichtlich der Auslegung des Vertrages oder der Anwendung seiner Bestimmungen;

(b) jede nachfolgende Praxis in der Anwendung des Vertrages, die die Übereinstimmung der Parteien hinsichtlich der Auslegung Ausdruck bringt;

(c) alle einschlägigen Regeln des Völkerrechts, die in den Beziehungen zwischen den Parteien anwendbar sind.

4. Ein Begriff erhält eine besondere Bedeutung, wenn feststeht, daß die Parteien dies beabsichtigen.

Art. 32 Zusätzliche Auslegungsmittel. Auf zusätzliche Auslegungsmittel einschließlich der Materialien des Vertrages und der Umstände seines Abschlusses kann zurückgegriffen werden, um den Sinn, der sich aus der Anwendung des Artikels 31 ergibt, zu bestätigen oder um den Sinn festzulegen, wenn die Auslegung gemäß Artikel 31:

- (a) den Sinn zweideutig oder undeutlich läßt; oder
- (b) zu einem Resultat führt, das offenbar absurd oder unvernünftig ist.

Art. 33 Auslegung von Verträgen mit authentischen Texten in zwei oder mehreren Sprachen. 1. Falls ein Vertrag mit authentischen Texten in zwei oder mehreren Sprachen abgefaßt ist, so ist der Text in jeder dieser Sprachen gleich verbindlich, es sei denn, der Vertrag sieht vor oder die Parteien vereinbaren, daß bei Abweichungen ein bestimmter Text vorgeht.

2. Eine Fassung des Vertrages in einer anderen Sprache als der, in der der authentische Text abgefaßt ist, wird nur als authentischer Text betrachtet, wenn der Vertragesso vorsieht oder die Parteien es vereinbaren.

3. Es wird vermutet, daß die Begriffe des Vertrages die gleiche Bedeutung in jedem authentischen Text haben.

4. Außer wenn gemäß Absatz 1 ein bestimmter Text den Vorrang hat, ist, falls ein Vergleich der authentischen Texte einen Bedeutungsunterschied erkennen läßt, der durch die Anwendung der Artikel 31 und 32 nicht beseitigt werden kann, die Bedeutung anzunehmen, welche die Texte unter Berücksichtigung des Ziels und Zweckes des Vertrags am besten miteinander in Einklang bringt.

英文では、

SECTION 3. INTERPRETATION OF TREATIES

Article 31

General rule of interpretation

1. A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose.
2. The context for the purpose of the interpretation of a treaty shall comprise, in addition to the text, including its preamble and annexes:
 - (a) any agreement relating to the treaty which was made between all the parties in connexion with the conclusion of the treaty;
 - (b) any instrument which was made by one or more parties in connexion with the conclusion of the treaty and accepted

by the other parties as an instrument related to the treaty.

3. There shall be taken into account, together with the context:
 - (a) any subsequent agreement between the parties regarding the interpretation of the treaty or the application of its provisions;
 - (b) any subsequent practice in the application of the treaty which establishes the agreement of the parties regarding its interpretation;
 - (c) any relevant rules of international law applicable in the relations between the parties.
4. A special meaning shall be given to a term if it is established that the parties so intended.

Article 32

Supplementary means of interpretation

Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion, in order to confirm the meaning resulting from the application of article 31, or to determine the meaning when the interpretation according to article 31:

- (a) leaves the meaning ambiguous or obscure; or
- (b) leads to a result which is manifestly absurd or unreasonable.

Article 33

Interpretation of treaties authenticated in two or more languages

1. When a treaty has been authenticated in two or more languages, the text is equally authoritative in each language, unless the treaty provides or the parties agree that, in case of divergence, a particular text shall prevail.
2. A version of the treaty in a language other than one of those in which the text was authenticated shall be considered an authentic text only if the treaty so provides or the parties so agree.
3. The terms of the treaty are presumed to have the same meaning in each authentic text.
4. Except where a particular text prevails in accordance with paragraph 1, when a comparison of the authentic texts discloses a difference of meaning which the application of articles 31 and 32 does not remove, the meaning which best reconciles

the texts, having regard to the object and purpose of the treaty, shall be adopted.

三六〇七

SECTION 3: INTERPRÉTATION DES TRAITÉS

Article 31: Règle générale d'interprétation

1. Un traité doit être interprété de bonne foi suivant le sens ordinaire à attribuer aux termes du traité dans leur contexte et à la lumière de son objet et de son but.
2. Aux fins de l'interprétation d'un traité, le contexte comprend, outre le texte, préambule et annexes inclus:
 - a) tout accord ayant rapport au traité et qui est intervenu entre toutes les parties à l'occasion de la conclusion du traité;
 - b) tout instrument établi par une ou plusieurs parties à l'occasion de la conclusion du traité et accepté par les autres parties en tant qu'instrument ayant rapport au traité.
3. Il sera tenu compte, en même temps que du contexte:
 - a) de tout accord ultérieur intervenu entre les parties au sujet de l'interprétation du traité ou de l'application de ses dispositions;
 - b) de toute pratique ultérieurement suivie dans l'application du traité par laquelle est établi l'accord des parties à l'égard de l'interprétation du traité;
 - c) de toute règle pertinente de droit international applicable dans les relations entre les parties.
4. Un terme sera entendu dans un sens particulier s'il est établi que telle était l'intention des parties.

Article 32: Moyens complémentaires d'interprétation

Il peut être fait appel à des moyens complémentaires d'interprétation et notamment aux travaux préparatoires et aux circonstances dans lesquelles le traité a été conclu, en vue, soit de confirmer le sens résultant de l'application de l'article 31, soit de déterminer le sens lorsque l'interprétation donnée conformément à l'article 31:

- a) laisse le sens ambigu ou obscur; ou
- b) conduit à un résultat qui est manifestement absurde ou déraisonnable.

Article 33: Interprétation de traités authentifiés en deux ou plusieurs langues

1. Lorsqu'un traité a été authentifié en deux ou plusieurs langues, son texte fait foi dans chacune de ces langues, à moins que le traité ne dispose ou que les parties ne conviennent qu'en cas de divergence un texte déterminé l'emportera.
2. Une version du traité dans une langue autre que l'une de celles dans lesquelles le texte a été authentifié ne sera considérée comme texte authentique que si le traité le prévoit ou si les parties en sont convenues.
3. Les termes d'un traité sont présumés avoir le même sens dans les divers textes authentiques.
4. Sauf le cas où un texte déterminé l'emporte conformément au paragraphe 1, lorsque la comparaison des textes authentiques fait apparaître une différence de sens que l'application des articles 31 et 32 ne permet pas d'éliminer, on adoptera le sens qui, compte tenu de l'objet et du but du traité, concilie le mieux ces textes.

となつてゐる。

このべりの四カ国の Interpretation の比較は、別の機会に譲るとしても、かなりの相違をみせているのが一目瞭然。ILC 草案および付属文章では尚更である。

さて McDougal-Lasswell-Miller の概念の特色とは Interpretation の首尾一貫概念を国際社会の機能的、政治的必要性に適應させて發達させたことである。それに較べ条約法草案の趣旨は全く違った種類のものといえそうである。それは国際的法律上の原則の解説をする為に、国際社会に於ける最も權威性を持つとされる ILC の作った成文律にその源を發している点である。ILC は高度な職業的地位を持つ国際法学者によって運営され、世界のあらゆる主だった法組織から導き出された最終的到達点である。その点で Interpretation の主体の上に堂々たる本体を形作る作品の第一歩「ウィーン条約法条約」が、McDougal-Lasswell-Miller によって説得力を持ち解り易く描き出された進歩的な種類の概念といささか相違していると言ふことは何んとも残念なことである。

この点に關しては、McNair を始め、「text-writer」としての研究で条約法の分野に關し Interpretation の問題より以上

に恐怖感を持つところの部門は存在しない」と述べている程に難解なところをである。勿論 ILC 草案の前に English and Scottish Law Commissions も素案を出している。⁽²⁾

然も例えば ILC 草案二七条にリストされている Interpretation の意味とは、既に一八九〇年、Fion の著した *Il diritto internazionale codificato e sua sanzione giuridica* ⁽³⁾ に発表されているものと同じであり、ILC 草案は Interpretation に関する限り（常設）国際司法裁判所の出した判決文の詳細な集大成ともいえそう。

Tunkin 教授によって示されている二者択一用語では草案二八条 b) a) についてまず Interpretation の a) と b) の法源間を区別することにあるにべきだとしている。ここでは「第一に締約当事国の意志を反映する条約文から推論される源に対して制限さるべきであり、第二には、例えば準備段階の作業で、考慮しなければならぬとしても、然も同種の法的強制力を持たなかった他の法源をも含ますべきだ」としている。⁽⁴⁾

さらに彼はこの論を押し進め、次の三つの争点に凝集すべきであると提案している。

- (一) そのルールとは、若し何かあるなら、現代の国際法 (lex lata) に於いて条約の Interpretation をガヴァン出来るルールである。⁽⁵⁾
- (二) ウィーン条約法会議成立以前の ILC 草案に於ける Interpretation 研究スタート時の条約用語の共通の意味を選択するのが得策だということ。ウィーン条約法条約は学者によってあまりにもコネ回され過ぎていて。⁽⁶⁾
- (三) 条約の Interpretation に関する草案条項の法改革 (de lege ferenda) の観点よりする評価である。

それでは、lex lata と lex ferenda の間にどのような区別が存在するのかが問題となって来る。これは要するに国際

法の成文化と進展に関する問題であり、更に Interpretation と条約の修正のテーマにも置き換えられるであろう。換言すれば、それは Interpretation と条約の修正間の区別にもなる。

それでは最後に条約の Interpretation と De lege Ferenda とは、どう調節されるべきなのであろうか。この問題は、フランス上、*de lege ferenda* か、又はそれに対立する条約の Interpretation に関する ILC 草案条項のうちの何れをとるかの問題を残している。とにかく基本的に、実用的なグラウンドの上に描かれているバランス シートは不可避免的に客観的なものである。その選択は会議のテーブル上で法律上の政策決定者に対し残されていなければならぬし、最後の手段として、その国の政府が条約に対し当事者となる資格のあるものである。

抽象的に申せば Interpretation⁽⁷⁾ に関する *lex lata* の衡平法上のルールは国際法委員会や全体委員会によって採用された決議よりも多分に優先権を持つものである。もし、最終的にある判決が衡平法上の一つであり、しかもこの法的性格が実質的に ILC 草案条項によって影響されていないのなら——条約締結当事国や裁判所は ILC 草案条項の外観の後に隠されている運用判断を暴露することにも慣らされるようにすべきである。同じ理由から、如何なる ILC 草案条項の受容が、予言可能性⁽⁸⁾より以上に、国際的な裁判判決を作り出し得ているかどうかを調らべることも非常にむずかしいことともいえそうである。

いかなるケースでも、未来に於いてそれは「ウィーン条約法条約」の採用とは全く関係なく、国際条約の Interpretation にかかわるより多くの争点⁽⁹⁾が、国際裁判機構の前に、現在以上にその姿を表わして来るであろう。そこで両締約当事国に、ある条約の解釈をめぐり、自働調節 Interpretation の状態で、意見の不一致が表われた時は、両当事国が条約文節についての衝突意見個所を残すこととする以外にその途はないようにも見えるのである。

然し Interpretation の衝突意見を残すと言って、それが多発されては元も子もなくなってしまふ。やはりそこには、悪

乗りの Interpretation を防ぐある種の非法律的衝突防止に関するテストが、嘗て ILC 草案に入っていた程度に認められて然るべきではなからうかと思われるのである。

それにはまず、

(一) もし、条約締結当時国に対し、その条約のある部分の意義や外見上の論理的根拠よりも、むしろ衡平法上の根拠に立つ Interpretation の問題が論争の火種となって残っている時は、両当事国とも多分に、より苛立ち、あらゆる既存の条約不一致点を拡大させてゆくこと必定である。

(二) しかし、ILC 草案を用いて Interpretation に関する組み付き解釈をといっても、それにも限度があり、土台、草案そのものが現在でも不完全な個所がいろいろ発見されており、とてもこれらの衝突回避に即効薬とはなり得ていないのが現状。それには ILC 草案が変化させ再生させたといわれる国際法委員会とウィーン会議全体委員会のもろもろの決議をも力強く参照されなければなるまい。⁽¹⁰⁾

(三) しかしながら、ILC 草案を金科玉条として、言語の通常の意味を発見する試みは、もともと全く無理な相談。草案起草者は、通常の単純明快な言葉の使用にのみ執着し、特別の意味をもつ用語の使用を避けて通っているのは周知の事実。もともと半分が曖昧か、あまりにクレバーなものでも、残りの半分が立派だとの態度で望むべきである。

(四) ILC 草案も、テキストとしてたしかに衡平法上の原則には立っているが、何分、超多国間条約 (trans-multilateral treaties) のものであり、最初の起案国 (leading state) の意志が土台となっており、その他の、後で加盟する大多数の国の意見は全く反影されていない。

(五) また、自国自身の法伝統や国際的法律政策の目的に依存するところの国際法学者連は、歴史的 Interpretation を施そうとして、条約の Interpretation に関し、文字上の、組織的、且機能的テクニックを撰び、出来る限りこれら ILC 草

案の中で、自分に都合のよいところだけを撰び出し、使用しようとする傾向がある。

とにかく条約の Interpretation のルールには、本質的に相互の、且共通の利益に寄与する内容のものでなければならぬのであり、もし「ウィーン条約法条約」二七―九条の規定が、条約の Interpretation に使用される場合、心理的な土台づくりに立脚しつつも、それには荆もあり、また反面蜜も含んでいるという考え方を前提として取りかかる必要があるであろう。何れにしても、ILC 草案にはたしかに存在したのに、ウィーン条約法条約で消えてしまった個所にこそ Interpretation に関する重要な判断規程が存していたことを忘れてはなるまい。それとは統一性 (uniformity)、『率直性 (straightforwardness)』最後に単純性 (simplicity) の三つのコロラリーである。

これを忘れてはならないと思う。

(1) op. cit., p. 361.

(2) English and Scottish Law Commissions, Working Paper on the Interpretation of Statute 52.

Sinclair IM., The Principles of Treaty Interpretation and their Application by the English Courts, 12 Int'l & Comp. L.Q. 508 (pp. 475-551) (1963).

Sinclair は英外務省の補助顧問。然し乍らこの論文は彼の個人的見解であり、如何なる意味からしても、役人の立場の意見を述べたものではない。それにしても彼は条約法の開拓者としての McNair に最大の謝辞を呈しており、その The Law of Treaties に凡ての学恩を負うと書き加えてある。また Mann, F.A. にも資料の提供を受けたとして感謝の言葉を贈っている。(3) 八一九条。宣言や議定書 (プロトコール) によって作られた条約の曖昧な文節の翻訳は、両当事国間の条約としての法的有効条件を満足させた時には何時でも法律的かつ必要な認承形式を持ったものと見做される (Borchard, E.M. 5 版より) 伊文和訳。

醫學雑誌の「イクレ F.」 How Nations negotiate 15 (1964) の中で次のように述べられている

Two consequences of ambiguity have been distinguished so far: (1) the parties have an honest misunderstanding about implications that the agreement fails to spell out; or (2) one party, while knowing what its opponent expected of the bargain, may pretend that it had a different understanding of it (i.e., the ambiguities are exploited to cover up a deliberate violation). There is a third possibility: the parties to the agreement know that the ambiguous terms mean different things to each of them. It may be more appropriate to call this *equivocality* than ambiguity. Equivocal language is used to cover up disagreement on issues which must be included for some reason in a larger settlement or which must be dealt with as if there was agreement. An equivocal agreement is similar to a partial agreement that leaves certain undecided issues for future negotiation, with the difference that the equivocal terms serve to cover up differences rather than mark them for future resolution.

- (4) [1966] 1. (Part 2) Y.B. Int'l L. Comm'n 190, U.N. Doc. A/CN.4/L.107, L. 115 (1966).
- (5) text II, *infra*.
- (6) op. cit., III.
- (7) op. cit., V.
- (8) Visser C. De., *supra* 45, p. 44.
- (9) Eustathiades C., Conciliation et Arbitrage dans la Convention sur les Traités, *Melanges Modinos* p. 28 (1968).
- (10) [1962] 2 Y.B. of Int'l L. Comm'n 160. p. 17.

六　む　す　わ

国際条約の Interpretation は、とにかく、条約法上、超難物の一環を構成する。

それにしても「合意は拘束する」(Pacta Sunt Servanda)の原則はこの分野にこそ存在するのであり、ある程度の基準は

出来上って来ているとするのが、私の見解であり、条約の Interpretation をガヴァンする国際慣習法のルールも、合意によって成立した意義および法律上の効果は、まず第一に少なくとも衡平法の精神に則って実施されるべきとするのが第一の公準 (postulata) にならうかと思う。

次に採り上げるべきが、「ウィーン条約法条約」の叩き台となった ILC 草案における Interpretation の不採用条項であり、これらは今後の条約法に於ける、より正確な「付託基準」の建設を意味するもので、断じてこの方向を枉げてはならないとの点である。

更に疑問、それが他の *de lege ferenda* に関するものであれ、これら ILC 草案条項は、まず以って非法律的性格を伴っている部分が多いとしても最初に認めらるべきものである。最終的には、とにかく国際裁判所 (含、司法・(常設) 仲裁・専門機関による決定) により精査された後に下された判断は、判決は勿論のこと、何故にその答が確定したかを検討することによって、より進歩するものである点も忘れてはならぬところ。

Interpretation の原則として「合意は拘束する」のコロラリーとともに「万物は流転し、条約の Interpretation もトランスフォームする」との「動態解釈」がある程度条約法の中の一原則として組み込まれるべき時に立ち至っていると思う。